

さいたま市契約公報 第 1 3 号 令和 8 年 7 月 1 5 日 発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
---	---

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（5 件）

○さいたま市公共施設予約システム再構築業務委託……………	2
○市民会館うらわ舞台大道具一式……………	6
○コンピューター断層診断装置の購入……………	1 0
○次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備業務……………	1 4
○さいたま市立大宮国際中等教育学校生徒用端末システム貸貸借……………	1 8

特定調達契約の落札者等の公示

・地下鉄 7 号線延伸事業に係る環境影響評価業務……………	2 2
・消防ポンプ自動車……………	2 2
・小型水槽付消防ポンプ自動車……………	2 2
・救急自動車……………	2 2
・電動ストレッチャー付救急自動車……………	2 3
・消防団消防ポンプ自動車……………	2 3
・塵芥収集機械車 3 t シャーシー（回転板式・ダンプ排出車）……………	2 3
・消毒保管庫……………	2 3
・食器食缶洗浄機……………	2 3
・さいたま市高齢者福祉システムソフトウェア貸貸借（再々リース）……………	2 3
・さいたま市杉の子園送迎バス運行業務……………	2 3
・教職員用情報システム再貸貸借（R 3 年）……………	2 3
・学校図書館システム貸貸借（R 8 年）……………	2 4

競争入札参加資格審査に関する告示（2 件）

○令和 7・8 年度競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果……………	2 4
○令和 7・8 年度競争入札参加資格等（物品等）に関する公示（変更）……………	2 4

一般競争入札の告示（6 件）

○さいたま市土砂災害ハザードマップ更新業務……………	3 3
○令和 8 年度さいたま市街頭防犯カメラ貸貸借……………	3 6
○駒場運動公園健全性調査業務……………	3 9
○令和 9 年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」日本語・外国語版作成業務……………	4 2
○さいたま市クリーンセンター大崎高木剪定及び緑地管理業務……………	4 6
○さいたま市見沼区役所中規模修繕工事基本計画更新業務……………	4 8

〔水道局〕

特定調達契約に係る一般競争入札の公告（1 件）

○水道メーターの購入（その１）	５２
水道メーターの購入（その２）	５２
水道メーターの購入（その３）	５２
水道メーターの購入（その４）	５２
水道メーターの購入（その５）	５２

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告（調達）第９７号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和８年７月１５日

さいたま市長 清水 勇 人

１ 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市公共施設予約システム再構築業務委託

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和９年６月３０日まで

２ 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、特定業務委託共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）又は単体企業のいずれかで、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次に掲げる①～⑤の全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は⑥によるものとする。

① 令和８年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「電算」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同業種区分で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種区分について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和８年７月２２日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

② 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

③ 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

④ 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づく協同組合にあつては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本入札に参加していないこと。

⑤ 次の業務について、過去５年の間に指定都市又は５０万人以上の人口規模の自治体におけるシステム構築業務又は保守業務のいずれかを受託した実績を有する者であること。なお、上記においては、同一構成員で構成される特定共同企業体として実績を有するか、特定共同企業体の構成員の中で出資比率が一番高い者が実績を有していることが条件となる。

・ 公共施設予約やオンライン予約に関するシステムの構築業務

⑥ 特定共同企業体の結成方法は、２者又は３者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。

ａ ２者の場合 ３０パーセント以上

ｂ ３者の場合 ２０パーセント以上

イ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。

ウ 構成員は、本入札に係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記(1)に掲げる要件（⑥以外）を全て満たしていること。また、本入札に係る特定共同企業体の構成員として本入札に参加していないこと。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部業務効率化担当　電話　０４８（８２９）１１０３

(2) 交付期間

公告の日から令和８年８月４日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前８時３０分から午後５時００分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

令和 8 年 8 月 5 日（水）まで（休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分まで）

(3) 受付場所

3 (1) に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

なお、競争入札参加資格確認結果通知書は郵送にて交付するものとする。

(1) 交付日時

令和 8 年 8 月 6 日（木）までに発送

6 入札手続等

(1) 入札方法

総合評価落札方式で行う。提出資料作成要領を参照のうえ技術提案書等の書類を提出すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提案書類の提出方法

入札説明書のとおり

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 提出期間

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）（期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

イ 送付先

〒 3 3 0 - 9 5 8 8 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市都市戦略本部デジタル
改革推進部業務効率化担当

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 8 月 2 7 日（木）午前 1 1 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市役所西会議棟 1 階第 7 会議室

ウ 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 8 月 2 7 日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (4)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、落札者決定基準に基づいて評価委員が審査した技術点と入札価格を評価する価格点により算出した次に掲げる方法により、総合評価点数の最も高い者を落札者とする。

ア 総合評価点数の算式

総合評価点数＝価格点＋技術点

イ 価格点と技術点の配点

(7) 価格点 3 9 0 点

(4) 技術点 1, 1 7 0 点

ウ 価格点の算式

価格点＝ $\{1 - (\text{入札価格} \times 1.1) \div \text{予定価格}\} \times 390$

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

エ 技術点の評価項目

技術提案書等評価 1, 1 7 0 点

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 1 5 年さいたま市制定）第 1 7 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 0 4 8（8 2 9）1 0 3 3 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 9 7

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 0 4 8（8 2 9）1 1 0 3 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 8 5

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、

受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

エ 受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 22 日（水）まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender :

Reconstruction services for the public facility reservation system of Saitama City

- (2) Date and time of tender :

August 27, 2026, 11:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice :

Department of Digital Reform Promotion, City Strategy Headquarters, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1103

さいたま市公告（調達）第 98 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 15 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量

市民会館うらわ舞台大道具一式

- (2) 納入場所

さいたま市民会館うらわ（さいたま市浦和区高砂 1 丁目 10 番 1 号）

浦和カルエ（3 階・4 階）

- (3) 特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

- (4) 納入期限

令和 9 年 3 月 26 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和8年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目「舞台装置」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年7月28日（火）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

- (1) 交付期間
公告の日から令和8年8月6日（木）まで
- (2) 交付費用
無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

公告の日から令和8年8月6日（木）午後5時15分まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付日時

令和8年8月17日（月）及び令和8年8月18日（火）午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望するものが電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年8月21日（金）午前8時30分から令和8年8月25日（火）午後5時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課 物品契約係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月26日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第16条に該当する入札は無効とする。

(7) 契約事務を担当する課（問合せ先）

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048（829）1181 FAX 048（829）1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048（829）1179 FAX 048（829）1986

エ 受付期間

公告の日から令和8年7月28日（火）まで

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Contract for tender:

Full set of stage setting for Urawa Civic Hall

(2) Date and time of tender:

From August 21, 2026, 8:30 a.m. to August 25, 2026, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

August 26, 2026, 2:00 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Procurement Division, Contract Management Department, Finance Bureau, Saitama City
6-4-4, Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1181

さいたま市公告（調達）第 99 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 15 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

コンピューター断層診断装置の購入

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 番地 さいたま市立病院

(3) 特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和 9 年 3 月 31 日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 8 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目「医療機器」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 8 年 7 月 24 日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 本入札の公告日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を受けた者であること。

(7) 令和６年４月１日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

公告の日から令和８年８月４日（火）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

公告の日から令和８年８月４日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室２４６０番地　さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当：調達係　電話　０４８（８７３）４２７４

(2) 交付日時

令和 8 年 8 月 1 2 日（水）及び令和 8 年 8 月 1 3 日（木）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) その他

郵送希望者については、5 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和 8 年 8 月 2 0 日（木）から令和 8 年 8 月 2 5 日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒 3 3 6 - 8 5 2 2 さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 番地 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 8 月 2 7 日（木）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 番地 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 1 5 年さいたま市制定）第 1 6 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 番地 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
電話 0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 2 7 4 F A X 0 4 8 （ 8 7 3 ） 5 4 5 1

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 7 9 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

エ 受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 2 4 日（金）まで

(3) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

1 0 Summary

(1) Contract for tender:

Purchase of CT Scanner

(2) Date and time of tender:

August 27, 2026, 10:00 a.m

(3) Contact point for the notice:

Hospital Finance Division, Department of Hospital Administration, City

Hospital, Bureau of Health and Hygiene, Saitama City

2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan

Tel: 048-873-4274

さいたま市公告（調達）第 100 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 15 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-1-28 さいたま市消防局外

(3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行期間

議会の議決を得たる日 から 令和 10 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、特定業務委託共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）又は単体企業のいずれかで、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 特定共同企業体の場合

次に掲げるアからカまでの全ての要件を満たす代表構成員及びアからオまでの全ての要件を満たす構成員により結成されたものとし、その結成方法は、キによるものとする。

ア 令和 8 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「電算業務」の資格を有すると認められた者であること。

なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和 8 年 7 月 23 日（木）までに資格審査の申請を行うこと。

イ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 他の入札参加者の構成員、協力企業及びその他企業と次の資本関係又は人的関係にないものであること。

(ア) 資本関係

a 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による。以下同じ）と子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条

の規定による。以下同じ）の関係にある場合。

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

c 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合。

エ 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本入札に参加していないこと。

カ 高機能消防指令センター総合整備（Ⅱ型以上）の契約履行完了実績を令和3年度以降に2件以上有する者（特定共同企業体の場合は、代表構成員に限る。）であること。

キ 特定共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、特定共同企業体協定書を締結していなければならない。

また、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(ア) 代表構成員を定めること。

(イ) 構成員は、本入札に係る他の特定共同企業体の構成員以外で構成すること。

(2) 単体企業の場合

上記(1)に掲げる要件（キ以外）を全て満たしていること。

また、本入札に係る特定共同企業体の構成員として本入札に参加していないこと。

3 入札説明書の交付等

入札情報公開システムに掲載する。

4 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。

また、受理した書類等の返却は行わない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

(2) 提出先

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部指令課

担当 指令管理係 電話 048(833)1422

(3) 提出期間

本入札の公告の日から令和8年7月28日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(4) 提出部数

1部

5 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。

なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

4(2)に同じ

(2) 交付日時

令和8年8月3日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

また、通知を受けた者は、その理由について、令和8年8月3日(月)から令和8年8月5日(水)(午前9時から午後5時まで)までに4(2)に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和8年8月12日(水)午後5時までに書面又は口頭により回答する。

6 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。

なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。

なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和8年8月20日(木)午前9時から令和8年8月24日(月)午後5時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局警防部指令課

7 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年8月25日(火)午前10時00分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤6-1-28 さいたま市消防局6階執務室内

8 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

９ 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

１０ 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成１５年さいたま市制定）第１７条及びさいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第１３条の規定に該当する入札は無効とする。

１１ 契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

１２ スライド条項

本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金及び物価の変動に基づく契約金額の変更）を適用する契約である。

１３ その他

- (1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 ０４８（８２９）１１７９ FAX ０４８（８２９）１９８６

エ 受付期間

公告の日から令和８年７月２３日（木）まで

- (2) 契約条項等は、さいたま市消防局警防部指令課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (4) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

- (5) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(6) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

1 4 Summary

(1) Contract for tender:

Maintenance Work for Update to Saitama City' s Fire Emergency Information and Dispatch Management System

(2) Date and time of tender:

From August 20, 2026, 9:00 a.m. to August 24, 2026, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

August 25, 2026, 10:00 a.m.

(4) Contact point for the notice:

Instruction Division, Department of Fire Control and Rescue, Fire Bureau, Saitama City

6-1-28 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-0061 Japan

Tel: 048-833-1422

さいたま市公告（調達）第 1 0 1 号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和 8 年 7 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立大宮国際中等教育学校生徒用端末システム賃貸借

(2) 履行場所

さいたま市大宮区三橋 4 - 9 6 さいたま市立大宮国際中等教育学校

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 8 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和 8 年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「賃貸」、営業品目（大分類）「OA機器・用品」内の営業品目（小分類）「パソコンシステム（配線工事を伴うもの）」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約

課 に所定の様式により、令和 8 年 7 月 2 9 日（水）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課
担当 管理係 電話 0 4 8（8 2 9）1 6 7 3

(2) 交付期間

公告の日から令和 8 年 8 月 3 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

公告の日から令和 8 年 8 月 3 日（月）まで（休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育
部高校教育課 管理係

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年8月10日（月）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

月額で行う。入札金額は、賃借料（設定費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、本入札は埼玉県公立学校情報機器整備事業費補助金に基づく補助金の交付が行われることから、入札金額の算定に当たっては、入札説明書に記載のとおり行うこと。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年8月25日（火）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育
部高校教育課

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月26日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 8 月 2 6 日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成 1 5 年さいたま市制定）第 1 7 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 6 7 3 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 9 0

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 7 9 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

エ 受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 2 9 日（水）まで

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Lease contract for tender:

Computer Devices for the students of Saitama City Municipal Omiya International Secondary School

(2) Date and time of tender:

August 26th, 2026, 2:00 p.m.

(3) Contact point for the notice:

High School Education Division, Department of School Education, Secretariat, Saitama City Board of Education

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1673

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第 102 号

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 7 月 15 日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①102-1 ②地下鉄7号線延伸事業に係る環境影響評価業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部 未来都市推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年6月10日 ⑤パシフィックコンサルタンツ株式会社埼玉事務所 所長 稲見浩一 さいたま市大宮区吉敷町1-23-1 ⑥161,700,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年4月15日さいたま市公告（調達）第43号

①102-2 ②消防ポンプ自動車 2台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年5月27日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長 岡本直彦 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル19階 ⑥88,000,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年4月15日さいたま市公告（調達）第45号

①102-3 ②小型水槽付消防ポンプ自動車 2台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年5月27日 ⑤株式会社モリタ東京支店 支店長 岡本直彦 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル19階 ⑥112,600,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年4月15日さいたま市公告（調達）第46号

①102-4 ②救急自動車 3台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤

6-4-4 ④令和8年5月27日 ⑤埼玉トヨタ自動車株式会社新車特販部 部長 田部井卓 さ
いたま市中央区下落合6-1-18 ⑥113, 160, 000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年4
月15日さいたま市公告（調達）第47号

①102-5 ②電動ストレッチャー付救急自動車 1台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課
さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年5月27日 ⑤日産プリンス埼玉販売株式会社法人営
業部 高津明光 さいたま市中央区下落合4-24-15 ⑥47, 750, 000円 ⑦一般競争
入札 ⑧令和8年4月15日さいたま市公告（調達）第48号

①102-6 ②消防団消防ポンプ自動車 7台 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま
市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年5月27日 ⑤埼玉消防機械株式会社中央支店 支店長 高橋
怜 さいたま市南区辻4-18-10 ⑥158, 900, 000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年
4月15日さいたま市公告（調達）第49号

①102-7 ②塵芥収集機械車3tシャーシー（回転板式・ダンプ排出車） 4台 ③さいたま市
財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年5月27日 ⑤新明和工業
株式会社特装車事業部営業本部関東支店 支店長 板村彰 さいたま市北区宮原町2-41-12
⑥46, 282, 656円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年4月15日さいたま市公告（調達）第50
号

①102-8 ②(1)消毒保管庫 36台 (2)食器食缶洗浄機 6台 ③さいたま市財政局契約管理部
調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年6月1日 ⑤(1)昭和技研株式会社 代表取締
役 高野吉章 さいたま市南区太田窪2-6-8 (2)日本給食設備株式会社埼玉営業所 所長 渡辺
佳嗣 さいたま市緑区大門110-1ワークオフィス浦和東203号室 ⑥(1)63, 500, 000
円 (2)58, 000, 000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年4月15日さいたま市公告（調達）第
51号

①102-9 ②さいたま市高齢者福祉システムソフトウェア賃貸借（再々リース） 一式 ③さい
たま市福祉局長寿応援部高齢福祉課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年6月12日 ⑤
株式会社アイネス営業本部 本部長 渡邊聖志 東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-11 ⑥2,
552, 770円（月額） ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

①102-10 ②さいたま市杉の子園送迎バス運行業務 一式 ③さいたま市子ども未来局総合
療育センターひまわり学園総務課 さいたま市西区三橋6-1587 ④令和8年6月5日 ⑤武州
交通興業株式会社 代表取締役 酒井仁 東京都国分寺市西恋ヶ窪1-45-19 ⑥63, 36
0, 000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和8年4月15日さいたま市公告（調達）第53号

①102-11 ②教職員用情報システム再賃貸借（R3年） 一式 ③さいたま市教育委員会教育

研究所 さいたま市浦和区岸町6-13-15 ④令和8年5月15日 ⑤NTT・TCリース株式会社関東支店 支店長 臼井淳 さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6号 ⑥21,160,920円(月額) ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

①102-12 ②学校図書館システム賃貸借(R8年) 一式 ③さいたま市教育委員会教育研究所 さいたま市浦和区岸町6-13-15 ④令和8年6月12日 ⑤NECキャピタルソリューション株式会社関東支店 関東支店長 加納誠 さいたま市大宮区桜木町一丁目10-17 ⑥1,979,230円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和8年4月30日さいたま市公告(調達)第60号

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第1109号

さいたま市水道局告示第95号

令和7・8年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和8年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

競争入札参加有資格者数(令和8年7月1日名簿新規登載分)

	市内	県内	県外	合計
物品等	6	7	47	60

※主たる営業所の所在地による

さいたま市告示第1135号

さいたま市水道局告示第96号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約(以下「物品等」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその申請方法等の定めを変更したので、施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年7月8日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された

者とする。

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

- (2) 名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする営業品目について登録等を受けていないときは、当該営業品目に係る競争入札に参加することができない。

3 資格審査を受けることができない者

- (1) 2の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者

- (2) 申請日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

- (3) 14(2)オ又はカに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

- (4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

- (5) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

4 資格審査の申請区分等

- (1) 資格審査は、次表に掲げる業種に係る営業品目ごとに行う。

物品の販売	物品の賃貸	物品の買受け
印刷の請負	電子計算に関する業務	催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
建築物の管理に関する業務		

- (2) 申請することができる営業所は、主たる営業所（本店又は本社等をいう。）又は代理人を置く営業所のいずれか一つとする。

5 資格審査の申請方法等

- (1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、埼玉県電子入札共同システムを利用して、競争入札参加資格審査申請（以下「電子申請」という。）を市長等にするものとする。

イ 電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名

に置き換えるものとする。

ウ 申請者は、別表 1 に掲げる書類を添えて、市長等に電子申請をするものとする。なお、共同受付窓口である埼玉県への提出をもって、市長等に申請したものとみなす。ただし、別表 1 に掲げる履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書については申請者が行う法人番号等の提供により、さいたま市の市税納税証明書については申請者の同意により、市長等が当該提出書類により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、提出することを要しない。

エ 市長等は、特に必要があると認めるときは、別表 1 にかかわらず、申請の際の書類を別に定めることができる。

(2) 申請書等の取得方法

申請者に対し、次のとおり申請書等を配布する。

埼玉県ホームページからダウンロード

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyushinbuppintop/index.html>

(3) 資格審査の申請受付

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 8 日から令和 9 年 2 月 5 日まで

イ 受付方法

共同受付窓口である埼玉県への電子申請とする。

ウ 提出先

〒 3 3 0 - 9 3 0 1 さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1

埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

(4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請書は、日本語で記載すること。

イ 申請書以外の添付書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 申請書以外の添付書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和 2 2 年大蔵省令第 9 5 号）第 1 6 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

6 資格審査基準日

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 代理人は 1 人とする。

8 競争入札参加資格の資格審査数値

資格審査数値は、別表 2 (1) から (6) に定める経営財務状況の点数に、別表 2 (7) から (12) に定める発注者別評価項目の点数を加算した数値とする。ただし、発注者別評価項目の点数の合計が 0 点未満となった場合には、発注者別評価項目の点数の合計を 0 点とする。

また、中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合及び企業組合

並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合（以下「協同組合等」という。）のうち官公需適格組合の証明を受けた者（以下「官公需適格組合」という。）であって、資格審査に係る営業品目の官公需適格組合の算出方法の特例の適用を希望する者の経営財務状況の値は、別表 2(6)に定める「営業期間」を除き当該組合と 5 以内の組合員の合計値を用いて算出するものとする。

9 競争入札参加資格の等級区分

(1) 等級区分は、8 で定める資格審査数値をもとに、一部の営業品目について等級を区分することにより行う。

ア 等級区分を行う営業品目

建築物の管理に関する業務のうち、管理業務、運転業務及び点検・検査業務

イ 等級

A 級、B 級及び C 級の 3 級に区分する。

(2) 数値区分の決定

ア 各等級における数値区分は、資格審査終了後に、名簿登載者のバランス等を考慮して決定する。

イ 別表 2 のうち、埼玉県電子入札共同システムの共同受付窓口である埼玉県が審査する項目については、埼玉県における審査結果を適用するものとする。

ウ 別表 1 及び別表 2 について、関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

10 等級区分の方法等の公表及び資格者名簿への登載

(1) 市長等は、資格審査終了後、次に掲げる事項について告示する。

ア 等級区分の方法

イ 競争入札参加資格を得た者の数

(2) 市長等は、資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

11 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登録された日（以下「資格登録日」という。）から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、令和 8 年 7 月 8 日から令和 9 年 2 月 5 日までに受付した者に係る資格登録日は、毎月 5 日（5 日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は翌開庁日）までに受付したものについては、翌月の 1 日とする。

(2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、令和 8 年度の有効期間中に別に定める。

12 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、郵送により通知する。

13 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長等に直ちに届け出るとともに、関係書類を共同受付窓口である埼玉県に提出するものとする。また、変更の届出を必要とする申請内容については、さいたま市ホームページにて公表する。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。

ア 2(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 官公需適格組合の証明を受けた協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

1.4 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 2(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 1.3(1)又は同(2)(ウ、エ及びカに係るものに限る。)の規定による届出を怠ったとき。

イ 競争入札参加資格審査申請又は変更に関する届出に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

ウ 名簿登載者として不適当であると埼玉県電子入札共同システム参加自治体に認められ、当該自治体の資格者名簿から抹消されたことが判明したとき。

エ 営業に関し必要な登録等の取消しを受けたとき。

オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

カ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

1.5 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

1.6 特定調達契約に係る取扱い

競争入札参加資格の有効期間中は、当該申請営業品目ごとに、さいたま市及びさいたま市水道局において行われる、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る資格を有する者として取り扱うものとする。

1.7 その他

詳細は、埼玉県ホームページにて公開する令和7・8年度競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表 1

受付表・データ登録確認
確認書
「法人税」並びに「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の３）（写し可）【法人のみ対象】
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その３の２）（写し可）【個人事業主のみ対象】
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
申請日直前一事業年分の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）【法人のみ対象】
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
申請日直前一年分の所得税確定申告書の添付書類の写し（青色申告者は所得税青色申告決算書（表紙、月別売上（収入金額）及び仕入金額、貸借対照表）、白色申告者は収支内訳書）【個人事業主のみ対象】
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し
障害者雇用状況報告書の写し
公益財団法人日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ９００１認証取得登録証の写し
ＪＡＢ又はＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ１４００１認証取得登録証の写し
同意書
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】

個別情報報告書	
契約実績表	
一般財団法人持続性推進機構によるエコアクション21の認証・登録証の写し（ISO14001を認証取得し、登録証の写しを提出している場合は、提出不要）	
事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】	
以下のア～ウのいずれかの書類の写し【建築物管理のうち、管理業務、運転業務又は点検・検査業務を申請する場合のみ。以下同じ。】 ア　さいたま市と締結している包括連携協定書 イ　さいたま市SDGs認証企業認証書 ウ　さいたま市健康経営企業認定証	
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定・変更届（受理印のあるもの）の写し又は認定を受けていることがわかるものの写し	
官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合	官公需適格組合証明書の写し
	官公需適格組合の組合員ごとの格付情報内訳
	当該組合と組合員の申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書の写し
	当該組合と組合員の申請日直近の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）

別表 2

(1) 売上額

売上額	20 億円以上	15 億円以上 20 億円未満	10 億円以上 15 億円未満	7 億円以上 10 億円未満	4 億円以上 7 億円未満	3 億円以上 4 億円未満
点 数	35 点	33 点	31 点	29 点	27 点	25 点
売上額	2 億円以上 3 億円未満	15 千万円以上 2 億円未満	1 億円以上 15 千万円未満	8 千万円以上 1 億円未満	6 千万円以上 8 千万円未満	45 百万円以上 6 千万円未満
点 数	23 点	21 点	19 点	17 点	15 点	13 点
売上額	3 千万円以上 45 百万円未満	2 千万円以上 3 千万円未満	1 千万円以上 2 千万円未満	5 百万円以上 1 千万円未満	5 百万円未満	
点 数	11 点	9 点	7 点	5 点	3 点	

(2) 自己資本の額

自己資本の額	1 億円以上	8 千万円以上 1 億円未満	6 千万円以上 8 千万円未満	45 百万円以上 6 千万円未満	3 千万円以上 45 百万円未満	2 千万円以上 3 千万円未満
点 数	15 点	14 点	13 点	11 点	9 点	7 点
自己資本の額	1 千万円以上 2 千万円未満	5 百万円以上 1 千万円未満	1 百万円以上 5 百万円未満	0 円以上 1 百万円未満	マイナス資本	
点 数	5 点	3 点	2 点	1 点	－ 2 点	

(3) 流動比率

流動比率	150 以上	130 以上 150 未満	110 以上 130 未満	90 以上 110 未満	70 以上 90 未満	70 未満
点 数	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点	1 点

(4) 自己資本比率

自己資本比率	50 以上	40 以上 50 未満	30 以上 40 未満	20 以上 30 未満	10 以上 20 未満	10 未満
点 数	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点	1 点

(5) 従業員数

従業員数	300 人以上	100 人以上 300 人未満	50 人以上 100 人未満	10 人以上 50 人未満	10 人未満
点 数	10 点	8 点	6 点	4 点	1 点

(6) 営業期間

営業期間	10 年以上	5 年以上 10 年未満	3 年以上 5 年未満	2 年以上 3 年未満	1 年以上 2 年未満	1 年未満
点 数	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点	0 点

(7) 障害者雇用

雇 用	法定雇用障害者数以上を雇用している	法定雇用障害者数以上を雇用していない
点 数	5 点	0 点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る報告義務がある場合、申請日直近の 6 月 1 日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に係る報告義務がない場合、申請日時点において障害者を 1 人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者

なお、協同組合等については、当該協同組合等として要件を満たしている場合を加点対象とする。

(8) 子育て支援

届出 又は 認定	有	無
点 数	5 点	0 点

- 従業員100人以下の企業等の場合、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第15条の2の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(9) 女性の活躍推進

届出	有	無
点 数	5 点	0 点

- 従業員100人以下の企業等の場合、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した者（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）又は同法第12条の規定による認定を受けている者
- 従業員101人以上の企業等の場合、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている者
なお、協同組合等については、当該協同組合として要件を満たしている者を加対象とする。

(10) ISO・エコアクション21認証取得

認 証 取 得	ISO9001		ISO14001 又は エコアクション21	
	有	無	有	無
点 数	5 点	0 点	5 点	0 点

- ISO9001
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合
- ISO14001又はエコアクション21
JAB又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO14001の認証を取得している場合、又は一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合
なお、ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれの場合も、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加対象とする。

(11) その他

締結 認証 又は認定	さいたま市と包括連携協定、 さいたま市SDGs認証企業、 さいたま市健康経営企業 又はさいたま健幸ネットワーク	
	有	無
点 数	5 点	0 点

以下のいずれかに該当する者

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市SDGs認証企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者又はさいたま健幸ネットワークに加入している者

(12) 入札参加停止

入札参加停止	令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間の 入札参加停止期間に応じて減点
点 数	1月につき－1点

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第 1 1 6 5 号

さいたま市土砂災害ハザードマップ更新業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市土砂災害ハザードマップ更新業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 2 7 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7 ・ 8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に登載されている者であり、かつ、市内に本店又は支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 「土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン（国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）」に基づき、国または地方公共団体発注の土砂災害ハザードマップ作成、改定業務に関する契約を元請として締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和 8 年 7 月 27 日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和 8 年 7 月 27 日（月）まで（休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災企画係 電話 048（829）1126

(2) 交付日時

令和 8 年 7 月 31 日（金）午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(3) その他

郵送希望者については、5 の書類提出時において返信用封筒に 110 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和 8 年 8 月 5 日（水）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで（持参の場合は、午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒 3 3 0 - 9 5 8 8 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市総務局危機管理部防災課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 8 月 1 0 日（月）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課

(4) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第 4 項及び第 5 項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課
電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 2 5 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 3 6

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 2 6 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 7 8

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 1 4 9 号

令和 8 年度さいたま市街頭防犯カメラ賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和 8 年度さいたま市街頭防犯カメラ賃貸借
- (2) 借入場所
指扇駅外
- (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7 ・ 8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に業種区分「賃貸」、営業品目（大分類）「消防・防災・防犯用品」内の営業品目（小分類）「防犯カメラ」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受け

ている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和6年度以降に、国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、履行した者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

入札情報公開システム及びさいたま市ホームページに掲載する。

- (1) さいたま市ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/005/p131885.html>

- (2) 交付期間

告示の日から令和8年7月24日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時まで）

- (3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

- (2) 受付期間

告示の日から令和8年7月24日（金）午後5時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課
担当 防犯係 電話 048（829）1217

- (2) 交付日時

令和8年7月31日（金）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（保守費用等、当該業務に係る経費の全てを含む。）1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月6日（木）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月7日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課

電話 048 (829) 1214 FAX 048 (829) 1969

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市市民局市民生活部市民生活安全課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1172 号

駒場運動公園健全性調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 13 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

駒場運動公園健全性調査業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区駒場 2-1-1

(3) 業務概要

業務委託特記仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 19 日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務「建築関連コンサルタント」内の業務分類「スポーツ施設」で登

載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 過去５年間に、さいたま市が所有する建物の躯体の健全性調査業務を元請として完了させた実績を有する者又は国若しくは地方公共団体が所有する居住施設、学校施設、医療・福祉施設、スポーツ・文化施設、事務所・庁舎等の建物の改修、新築、増築若しくは改築の基本計画、基本設計、実施設計業務を元請として完了させた実績を有する者であること。

- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (4) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）又はさいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (5) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札手続きの方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和７年さいたま市制定）に基づき、入札手続きを埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p131916.html>

- (2) 交付期間

告示の日から令和８年７月２１日（火）午後５時まで

- (3) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登録されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年7月21日（火）午後5時まで

6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ施設係 電話 048（829）1729

(2) 交付日時

令和8年7月29日（水）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月6日（木）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月7日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課
担当 スポーツ振興係
電話 048（829）1058 FAX 048（829）1996

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、ホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1150号

令和9年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」日本語・外国語版作成業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年7月10日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和9年度版「家庭ごみの出し方マニュアル」日本語・外国語版作成業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 8 年 8 月 2 0 日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

2 参加形態

単体企業

3 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「印刷」、営業品目「印刷（製本含む）」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の法決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定及び更生計画の認可がなされている者は除く。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者は除く。

- (6) 令和 3 年度以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方自治体において同種業務の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

4 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

5 入札説明書等の交付

入札情報公開システム、及びさいたま市 W E B サイトに掲載する。

- (1) 交付期間

告示の日から令和 8 年 7 月 2 4 日（金）まで

- (2) さいたま市 W E B サイト掲載先 U R L

6 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること

(2) 受付期間

告示の日から令和8年7月27日（月）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時までとし、郵送の場合は、受付期間内必着とする。）

7 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課
電話048（829）1336

(2) 交付日時

令和8年7月31日（金）午前9時から午後5時まで。

(3) その他

入札参加資格の確認結果の通知を郵送で希望する者は、110円切手を貼付した返信用封筒を添えて予め申し出ること。

8 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年8月4日（火）午後4時まで（休日を除く午前8時30分から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部
廃棄物対策課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月5日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部 資源循環政策課
電話 048（829）1337 FAX 048（829）1991

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局資源循環推進部 廃棄物対策課
電話 048（829）1336 FAX 048（829）1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市環境局資源循環推進部廃棄物対策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1130 号

さいたま市クリーンセンター大崎高木剪定及び緑地管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 7 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市クリーンセンター大崎高木剪定及び緑地管理業務

(2) 履行場所

さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 番地

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 8 年 8 月 12 日から令和 9 年 3 月 24 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」の等級区分が A 級で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 本入札の告示日において、本市内に本店を有している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を 1 部交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字大崎 3 1 7 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎

担当 施設係 電話 048(878)0989

(2) 交付期間

告示の日から令和8年7月21日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年7月24日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 入札日時

令和8年8月4日(火)午後1時45分

イ 入札場所

さいたま浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所地下 1 階第 1 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 8 月 4 日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて 作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市環境局施設部環境施設管理課

電話 048（829）1342 FAX 048（829）1991

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1111 号

さいたま市見沼区役所中規模修繕工事基本計画更新業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 7 月 1 日

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市見沼区役所中規模修繕工事基本計画更新業務

(2) 履行場所

さいたま市見沼区堀崎町 1 2 - 3 6

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日 から 令和 9 年 3 月 2 4 日 まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量）（以下「名簿」という。）に業務名「建築関連コンサルタント」、業務分類名「建物調査」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和 6 年以降に「さいたま市見沼区役所中規模修繕工事基本計画更新業務」と同規模の履行実績があることを証明した者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（I C カード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付

入札情報公開システム及びさいたま市ホームページに掲載する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/001/p131388.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和8年7月21日（火）まで

(2) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年7月21日（火）午後4時まで（持参による提出の場合は、さいたま市の休日定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後4時まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市見沼区堀崎町12-36 さいたま市見沼区役所区民生活部総務課
担当 防災・総務係 電話 048（681）6013

(2) 交付日時

令和8年7月23日（木）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年7月23日（木）午前9時から令和8年7月30日（木）午後1時まで（持参の場合）

合は、休日を除く午前８時３０分から午後５時までとし、令和８年７月３０日（木）は午後１時までとする。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒３３７－８５８６ さいたま市見沼区堀崎町１２－３６

さいたま市見沼区役所区民生活部総務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和８年７月３０日（木）午後２時００分

イ 場所

さいたま市見沼区堀崎町１２－３６ 見沼区役所区民生活部総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の１００分の５以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第４項及び第５項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市見沼区役所区民生活部総務課

電話 ０４８（６８１）６０１３ FAX ０４８（６８１）６１６０

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市見沼区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

〔水道局〕

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市水道局公告（調達）第15号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年7月15日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

ア	水道メーターの購入（その1）	8,700個（平型20mm）
イ	水道メーターの購入（その2）	8,700個（平型20mm）
ウ	水道メーターの購入（その3）	8,700個（平型20mm）
エ	水道メーターの購入（その4）	8,700個（平型20mm）
オ	水道メーターの購入（その5）	8,700個（平型20mm）

(2) 納入場所

メーター倉庫 さいたま市中央区下落合4-14-14

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和8年10月6日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和8年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目（大分類）「理化学機器」内の営業品目（小分類）「流量計・水道メーター」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で掲載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年7月17日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市水道局物品購入等及び委託業務業者入札参加

停止要綱（平成１９年さいたま市水道局制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 入札説明書に示した特質等を有する物品を納入できる者であること。
- (7) 日本国内において物品調達に係る検査を行うことができ、契約担当者の求めにより当局職員の立会いのもとに検査に応じられる者であること。
- (8) 納入する物品に係るアフターサービスを発注担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/002/050/001/002/080/p118383.html>

(2) 交付期間

公告の日から令和８年７月２２日（水）まで

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する購入物品ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

競争入札参加申込兼資格確認申請書

(2) 受付期間

公告の日から令和８年７月２２日（水）まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 受付場所

〒３３０－８５３２　さいたま市浦和区常盤６－１４－１６　さいたま市水道局業務部管財課
契約係

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する購入物品ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課
担当 契約係 電話 048 (714) 3080

(2) 交付日時

令和 8 年 7 月 24 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において競争入札に付する購入物品ごとに返信用封筒（角形 2 号封筒又はこれに類する寸法のもの）に 180 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する購入物品ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 8 年 7 月 30 日（木）午後 5 時までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

- (ア) 1(1)アの物品 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 9 時 30 分
- (イ) 1(1)イの物品 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 9 時 40 分
- (ウ) 1(1)ウの物品 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 9 時 50 分
- (エ) 1(1)エの物品 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 10 時 00 分
- (オ) 1(1)オの物品 令和 8 年 8 月 3 日（月）午前 10 時 10 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-14-16 さいたま市水道局水道庁舎第一会議室

(4) 入札保証金

競争入札に付する購入物品ごとに見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市水道局契約事務規程（平成 13 年水道部企業管理規程第 34 号、以下「契約事務規程」という。）第 22 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 入札保証金免除申請

ア 提出書類

入札説明書のとおり

イ 申請期間

3 (2)に同じ

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年8月3日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(7) 落札者の決定方法

契約事務規程第24条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札の無効

ア 契約事務規程第27条及びさいたま市水道局特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市水道局制定)第17条に該当する入札

イ 内訳書の金額の合計が入札金額と一致していない入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-14-16 さいたま市水道局業務部管財課

電話 048(714)3080 FAX 048(832)3336

(10) 業務を担当する課

さいたま市北区東大成町2-445-1 さいたま市水道局業務部給水装置課

電話 048(788)2749 FAX 048(669)2260

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった購入物品ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、契約事務規程第6条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 今後調達が予定される物品の件名及び入札公告予定時期

ア 水道メーター 平型20mm 令和8年11月頃

イ 水道メーター リモート式20mm 令和8年11月頃

ウ 水道メーター 電子式20mm 令和8年11月頃

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048 (829) 1179 FAX 048 (829) 1986

エ 受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 17 日（金）まで

(3) 契約条項等（契約事務規程等）は、さいたま市水道局業務部管財課において閲覧できる。

(4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Contract for tender:

- a Digital water meters 20 mm (new) 8,700 units
- b Digital water meters 20 mm (new) 8,700 units
- c Digital water meters 20 mm (new) 8,700 units
- d Digital water meters 20 mm (new) 8,700 units
- e Digital water meters 20 mm (new) 8,700 units

(2) Date and time of tender:

- a August 3, 2026, 9:30 a.m.
- b August 3, 2026, 9:40 a.m.
- c August 3, 2026, 9:50 a.m.
- d August 3, 2026, 10:00 a.m.
- e August 3, 2026, 10:10 a.m.

(3) Contact point for the notice:

Contract Section, Property Management Division, Department of Operation,
Saitama City Waterworks Bureau

6-14-16 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture, 330-8532, Japan

Tel: 048-714-3080